

単価契約書（案）

- | | |
|----------|--|
| 1. 件名 | 令和8年度印刷機用消耗品購入（単価契約） |
| 2. 品質・規格 | 別紙のとおり |
| 3. 単価 | 別紙のとおり |
| 4. 契約期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日
（地方自治法第214条に基づく債務負担行為） |
| 5. 納入場所 | 市立小・中学校 |
| 6. 納入方法 | 発注者の指示に従うこと |
| 7. 契約保証金 | 浦添市契約規則第6条の規定による |

頭書の物品供給について、浦添市長 松本 哲治（以下「発注者」という。）と
_____（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（納入期限）

- 第1条 受注者は、頭書の契約期間中、発注者の発注がある度、その都度指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、受注者は直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。
- 2 受注者は物品の納入に関し、発注者の通知を受けた日から7日以内に納品しなければならない。

（物品の検査等）

- 第2条 発注者は前条の規定により納入の通知を受けたときは、受注者の立会を求めて物品の検査を行うものとする。
- 2 受注者は前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。
- 3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取替え、発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物品の納入及び検査等については、前2項の規定を準用する。

（物品の引き渡し）

- 第3条 受注者は、物品納入が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

（物品引き渡し前の損害負担）

- 第4条 物品の引き渡し前に納入物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合については、この限りでない。

（納入期限の延長）

- 第5条 受注者は、天災地変その他その責に帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内にその事由を付して、発注者に対して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

- 2 受注者の責に帰すべき事由により納入期限を遅滞したときは、納入期限の翌日から完納するまでの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として発注者に支払うものとする。

（契約金額の支払い）

- 第 6 条 受注者は、頭書の物品のすべてについて第 3 条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従い代金の請求をするものとする。請求金額は契約単価に消費税及び地方消費税を加算した金額を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求があったときは、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

（契約内容の変更）

- 第 7 条 発注者は、必要があるときは契約の内容を変更することができる。この場合、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

（契約不適合責任）

- 第 8 条 発注者は、物品の引渡し後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法により、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。
 - 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - （1）履行の追完が不可能であるとき。
 - （2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3）物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4）前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

（契約不適合責任期間）

- 第 9 条 受注者が、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）の物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

- 第 10 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき

は、この限りでない。

- (1) 履行期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完又は第8条第3項の契約金額の減額の請求がなされないとき。
- (3) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第13条又は第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

(受注者の催告による解除権)

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が困難になったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 15 条 第 13 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入できないとき。

(2) 第 8 条第 1 項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 第 10 条又は第 11 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(4) 前 2 号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 10 条又は第 11 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 17 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 13 条又は第 14 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 8 条第 2 項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(報告)

第 18 条 受注者は発注者に対し、契約期間における納品実績を報告するものとする。

(協議)

第 19 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

受注者